

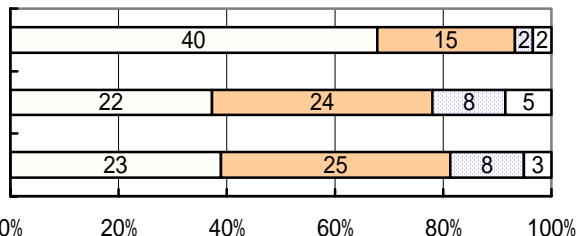
教室に入れない子の居場所づくりを工夫しよう

平成17年度「本市 別室登校に関する調査」結果報告(1)

別室対応の校内体制の状況

実際に対応した状況ではなく、対応の可否に関する回答数値は学校数

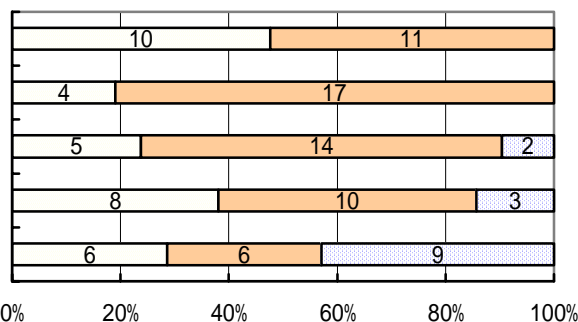
- 小学校**
- 保健室(養護教諭が出勤を前提)
 - 空き教室または相談室
 - 職員室、図書室等、職員のいる各室



教室に入れられない子が安心感を持って過ごせる場を、学校の役割として保障します。

1ヶ所で常時対応するのが不可能でも、いずれかの場所が常時確保される体制が望まれます。

- 中学校**
- 保健室(養護教諭の在校時)
 - 心の教室(相談員の在室時)
 - SCの部屋(SC在校時)
 - 空き教室または相談室(上記以外の部屋)
 - 職員室、図書室等、職員のいる各室



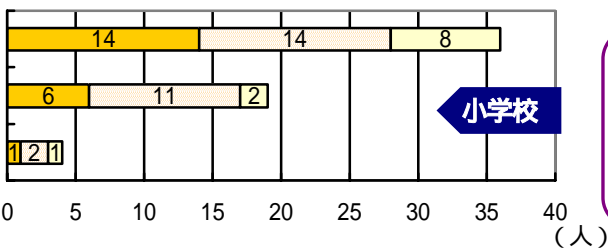
グラフの左より

- 時間制限なく対応可能
- 時間を設定して対応可能
- 対応は不可能
- 無回答

別室登校を行った人数

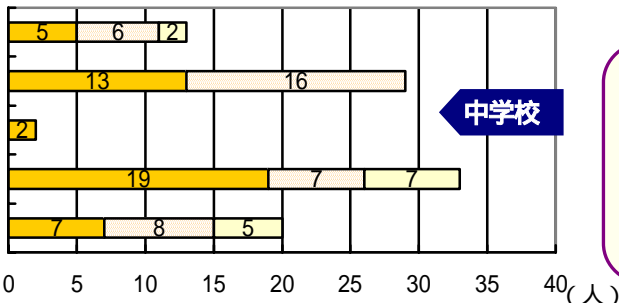
利用する人数や子どものタイプ、その他学校の諸事情により、対応の場所や対応可能な時間は異なってきますが、居場所がないために登校できない、帰宅せざるを得ない状況には、学校として対処する必要があります。

- 小学校**
- 保健室(養護教諭の在校が前提)
 - 空き教室または相談室
 - 職員室、図書室等、職員のいる各室



学校が知らず知らずのうちに“もったいない型の不登校”をつくってしまうことがないように

- 中学校**
- 保健室(養護教諭が在校が前提)
 - 心の教室(心の教室相談員の在校時)
 - スクールカウンセラーの部屋(SCの在校時)
 - 空き教室または相談室(上記以外の場所)
 - 職員室、図書室等、職員のいる各室



別室での対応により、68人の小・中学生が、不登校の危機を乗り越えることができました!

グラフの左より

- 別室のみで過ごし、教室には行かない。
- 別室以外にはほとんどいかないが、ときに教室に行ったり、特定の授業や行事には出席する。
- 別室を生活の拠点として、そこから教室での授業に出席する。

別室での対応により、年間30日以上欠席の不登校にならずに学校に通えたと教師が感じている子が、小学生36人、中学生32人、合計68人もいました。様々な要因から心の危機状況にある子の緊急避難場所、あるいは学校生活の拠点となりうる場を整備することが、不登校の未然防止策の一つとして欠かせないのです。